

仕 様 書

1. 工事名

添上高等学校屋内プール塗装工事

2. 工事場所

奈良県天理市櫛本町1532-2

3. 契約期間

契約締結日から令和6年11月30日まで

ただし、工事場所における工事作業着手は施設管理者と相談すること。

4. 工事内容

屋内プール塗装

塗装範囲：プール本体底面、側壁面及びオーバーフロー部の天面

塗装方法：株式会社パワーエレメント社製「ハイドロリベア塗装」もしくは同等品

下地処理：650㎡

ハイドロリベア塗装（PE-SUS-G）もしくは同等品：650㎡（3回塗）

コースライン：1式

ノンスリップ処理：スタート・ターン面各コース1㎡とオーバーフロー部天面 1式

文字入れ テープ：1式

プール飛び込み台撤去：飛び込み台撤去 8個

廃材処理・養生 1式

5. 特記事項

- (1) 積算に当たっては、工事に必要な養生、廃材処理、諸費用等も含むこと。その他疑義が生じた場合には、発注者に確認すること。
- (2) 工事写真は、工事着工前、完成後、その他発注者の指示による箇所の写真を撮影すること。また、工事完了後は速やかに整理し発注者に提出すること。
- (3) 工事に伴い発生した廃棄物は法律等に基づき適正に廃棄処分すること、また、処分に際しマニフェスト票（A票及びD票）の写しを発注者に提出すること。
- (4) 工事着手に関しては、施設管理者と事前に協議のうえ行うこと。
- (5) 工事実施に際しては、施設に影響が出るような作業（騒音等）については、その影響を最小限にとどめる策を講ずること。
- (6) 工事完了後、速やかに完了報告書を作成、発注者へ提出し、検査を受けること。

6. 公契約条例に関する遵守事項

本工事を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨に則り、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本工事を適正に履行すること。
- (2) 本工事の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(3) 本工事の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本工事の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

7. その他特記事項

(1) 当該工事に関する法令について遵守すること。

(2) 学校施設での施工であることを踏まえ、受注者は工事を実施するに当たり、発注者及び施設管理者と緊密に工事日程等の調整を図ることとし、工事を円滑に施行できるよう体制を整え、発注者の指示に従い工事を施工すること。

(3) 本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、発注者と受注者が協議の上決定すること。